

衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月10日（金）、第15回の委員会が開かれました。

1 戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）

- ・山下法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・藤野保史君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新、社保、柚木道義君（無） 反対－共産）
（質疑者）黒岩宇洋君（立憲）、松平浩一君（立憲）、階猛君（国民）、源馬謙太郎君（国民）、藤野保史君（共産）、井出庸生君（社保）、串田誠一君（維新）、藤原崇君（自民）、浜地雅一君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

黒岩宇洋君（立憲）

- （1） 現行の戸籍副本データ管理システムの導入の契機
- （2） 戸籍事務がコンピュータ化されていない2市1村の戸籍の副本の管理方法
- （3） 平成19年の戸籍法改正
 - ア 改正の目的及び内容
 - イ 戸籍謄本等の第三者請求の際に必要な「正当な理由」について、実務における統一的な対応が行われているのかの確認
 - ウ 改正後における戸籍謄本等の不正取得の減少などの効果測定の有無
 - エ 戸籍謄本等の不正請求の報告があった場合には不正な発行がされていないことの確認
 - オ 戸籍謄本等の不正請求の報告件数及びその推移の統計の有無
 - カ 戸籍謄本等の第三者請求と弁護士等による職務上請求とにおける戸籍謄本等の取得の容易さの違いの有無
 - キ 戸籍謄本等の取得の容易さと実務における委任状の有無との関係
- （4） 市町村長及び管轄法務局長等による任意調査権
 - ア 任意調査権の明文化の目的及び期待される効果
 - イ 任意調査権が及ぶ第三者の範囲が不明確であるとの観点から、例えば、婚姻届の証人欄に署名のある親に対し質問を行うことの可否

松平浩一君（立憲）

- （1） 戸籍情報の漏えい防止措置
 - ア 本法案により非本籍地の市町村でも本籍地の市町村の戸籍情報に接する機会が増えることを踏まえた戸籍情報の漏えい防止のための担保措置
 - イ 本法案により法務大臣及び市町村長に課せられるシステムに関する秘密の漏えい防止等のために講ずべき必要な保護措置の具体的内容
 - ウ 法制審議会戸籍法部会が取りまとめた「戸籍法の改正に関する中間試案」に関するパブリックコメントで寄せられた戸籍情報の漏えい防止方策についての法務省の見解
- （2） 戸籍副本データ管理システムを活用、発展させる新システム（以下「新システム」という。）
 - ア 現行の法務大臣が管理する「戸籍副本データ管理システム」と市町村が管理する「戸籍情報システム」とのシステム上の連携の有無
 - イ 現行のシステムから新システムに追加される機能
 - ウ 新システムの構築のための改修費の負担者及びその経費額
 - エ 新システムの構築に伴い市町村が負担する経費の有無

オ 新システムの構築に伴う市町村の負担額

カ 市町村の負担が重いために 25 年前に開始され、現在 3 市村が未対応である戸籍情報の電子化に時間がかかっていることを踏まえ、新システム構築に伴う市町村の負担について配慮する必要性に対する法務大臣の見解

キ 新システムの導入に向けた作業の状況

ク 新システムの基本設計の構築に当たり、アクセスログを消すことができず、また、安全性や信頼性の高いブロックチェーンという新しい技術の導入を検討する必要性に対する法務大臣の見解

階猛君（国民）

- (1) 非本籍地における戸(除)籍謄抄本の発行（戸(除)籍証明書の広域交付（以下「広域交付」という。）
 - ア 広域交付が利用者に与える具体的なメリット
 - イ 広域交付の年間の利用見込件数及び1件当たりにかかる費用の見込額
 - ウ 広域交付は本人等に限定して認められており、法定相続人全員の戸籍謄抄本が発行可能にならないとその利便性が限定されるとの考えに対する法務大臣の見解
 - エ 平成 30 年度の法定相続情報証明制度の利用件数及び1件当たりの費用額
 - オ 法定相続人全員について広域交付を可能としなければ法定相続情報証明制度の利用は増えないとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 新システムの構築の費用対効果
 - ア 新システムの構築についての費用対効果の検証・検討の有無
 - イ 税の使い道への納得感、公平感を高める観点から、法務省において施策を講ずるための法案を提出するに当たり、その費用対効果について客観性・透明性のある形で検証し、合理性が認められない場合には中止することも必要であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 法務大臣において、本法案による施策の実施を検証するに当たり、採算に合理性がない場合には当該施策を中止するという考えがあるか否かの確認

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 新システムの構築、運用により図られることとなる国民の利便性についての法務大臣の見解
- (2) 新システムの構築の経費
 - ア 新システムの構築にかかる経費の概算
 - イ 新システムの検索機能の性能の程度及びテキストデータ化する画像データの範囲
 - ウ 検索機能の設計に当たり市区町村の意見を聴取する必要性
 - エ 新システムの構築にかかる費用について、市区町村の負担の有無
 - オ 各市区町村の戸籍情報システムの改修費用は、新システムとの関係に応じて市区町村ごとに異なることの確認
- (3) 新システムの運用等
 - ア 新システム等の対象となる市区町村
 - イ 全市区町村のうち戸籍事務のコンピュータ化の予定のない1村は新システム等の対象外となることの確認
 - ウ 本法案の公布から新システムの運用開始までの5年間の具体的なスケジュール
 - エ 画像データ化されて保存されているコンピュータ化以前の除籍や改製原戸籍の今後の取扱い
 - オ 国民の利便性向上のために新システムを相続登記等の戸籍事務への活用やそれ以外にも拡大して活用していく必要性
- (4) 戸籍事務へのマイナンバー制度導入によるプライバシー侵害の懸念に対する法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 平成 27 年 10 月のマイナンバー制度の運用開始以降の特定個人情報漏えい事件の件数及びそのうち「特定個人情報の安全確保に係る重大な事態」の件数
- (2) これらの特定個人情報漏えい事件の発生原因
- (3) 戸籍をめぐる情報売買の実態の把握状況
- (4) 法務省に設置された「戸籍制度に関する研究会」の調査において最も多いとされた戸籍謄本等の利用目的及びその比率
- (5) 上記研究会の最終取りまとめにおいて指摘された戸籍情報をマイナンバーと紐付ける場合の相続関係手続における問題点
- (6) 改正後の戸籍法第 121 条の 3 により法務大臣が利用可能となる「戸籍関係情報」のうち「その他の情報」の具体的内容
- (7) 新システムの具体的な設計内容の決定状況
- (8) 戸籍情報に関するプライバシー侵害を防止するための担保措置
- (9) 平成 20 年 3 月 6 日の最高裁判所判決が住民基本台帳ネットワークシステムを合憲であると判断した理由の一つである個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないことと、本法案により戸籍情報を法務省と地方公共団体等と双方向で管理することとの関係
- (10) 新システムにおける戸籍情報等を法務省が一元管理していないとする理由
- (11) 本法案を実施するために必要と見込まれる予算額
- (12) 戸籍をマイナンバー制度と紐付けることにより現在戸籍制度が抱えている問題が固定化されるのではないかとの懸念に対する法務大臣の見解

井出庸生君（社保）

- (1) 性犯罪
 - ア 構成要件と保護法益の関係性
 - イ 性犯罪において同意を自由な意思決定による真意のものとするならば、同意と性犯罪の保護法益である性的自由、性的自己決定権とは同じことを意味するのではないかとの考えに対する法務省の見解
 - ウ 被害者が性交を拒否すれば害悪を加えられるなどと思って外形上は無抵抗となった事案における事実認定の在り方
- (2) 本法案における新システムを利用した場合の戸籍事務処理に要する時間

串田誠一君（維新）

- (1) 新システムの構築の経費
 - ア 本法案による各種の機能を設けた新システムの構築が可能であることの検証の有無
 - イ 新システムの構築が可能であることを検証した際の経費の確認の有無
 - ウ 新システムの構築にかかる経費は変更の可能性が大きいため明らかにできないとの理解でよいのかの確認
 - エ 経費の概算額も示されないまま、本法案成立後、新システムの構築に莫大な費用がかかることになった場合の対応
- (2) 各市区町村の「戸籍情報システム」のコンピュータ言語やフォーマットの仕様に関する調査の実施の有無
- (3) マイナンバー制度の仕組みを活用して他の行政機関に対して戸籍に関する情報連携を行うこととした趣旨

- (4) 所有者不明土地の解消に向け、画像データで保存されている除籍をテキストデータ化するための工夫
- (5) 所有者不明土地の相続関係について、マイナンバー制度に基づく情報連携の新システムにより、その相続人を網羅的に明らかにするような仕組み作りの必要性
- (6) (5)のような仕組みが新システムになじまないとする理由
- (7) 広域交付とコンビニ交付サービス
 - ア 戸籍のコンビニ交付サービスの請求先は本籍地の市区町村であるのかの確認
 - イ 都市部の市区町村に請求が集中するとして広域交付の請求権者を本人等に限定しているが、本籍地に直接請求が行く戸籍のコンビニ交付サービスを利用することでその問題は解消され得るとの考えに対する法務省の見解
- (8) 所有者不明土地問題の解消に向けた対策として検討課題とされている、登記所が他の公的機関から死亡情報等を入手すること等により不動産登記情報の更新を図るとする方策の具体的内容
- (9) 新システムにおける戸籍関係情報は個人単位で作られることの確認

藤原崇君（自民）

- (1) 本法案
 - ア 戸籍事務のコンピュータ化前の改製原戸籍等についての広域交付の可否
 - イ 画像データ化されていない除籍について、広域交付を可能とするために画像データ化を行う必要性
 - ウ コンピュータによる取扱いに適合しない約1万4千の戸籍について、広域交付を可能とするために電子化を行う必要性
- (2) 民事裁判手続のIT化に関し、法務省における検討状況と今後の検討スケジュール、法制審議会への諮問を行う時期の見通し及びオンライン申立ての実現に向けた具体的スケジュール並びに電子申立てへの一本化についての法務省の見解
- (3) 新システムの構築を踏まえ、将来的に行政と裁判所の情報連携によって家事審判等で戸籍等の附属書類を添付不要とすることを検討することについての最高裁判所当局の見解
- (4) 本法案で戸籍事務に関する秘密保持義務違反等に対する罰則が設けられることに鑑み、市町村において職員等の戸籍の不適切閲覧を防止する取組を行うことを法務省が促す必要性

浜地雅一君（公明）

- (1) 本法案
 - ア マイナンバー制度における情報連携による仕組みを前提にマイナンバーを取得することなく法務大臣が戸籍関係情報を提供する仕組み
 - イ マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムや法務大臣が管理する戸籍副本データ管理システムといった既存のシステムがあるにもかかわらず、新システムを構築する理由
 - ウ 戸籍の記載の真実性を担保するための市町村長及び管轄法務局長等による任意調査権を明文化する意義
- (2) 選択的夫婦別氏制度
 - ア 平成8年の法制審議会の答申に基づき選択的夫婦別氏制度を採用した場合の夫婦の氏の戸籍への記載方法
 - イ 同答申に基づき選択的夫婦別氏制度を採用した場合の子の氏の決め方及び戸籍の記載方法
- (3) 法務省が現在把握している無戸籍者の数、無戸籍者解消に向けた現在の取組及び今後の課題
- (4) 住民基本台帳事務におけるDV等支援措置により、DV加害者に対する住民票の写しの交付が制限されていることを踏まえ、戸籍謄抄本についても同様に交付を制限すべきとの考えに対する法務省の

見解